

▼0

これから、八尾市就学前施設における教育・保育と子育て支援計画についてご説明いたします。

▼1

まず、八尾市の現状と課題について、

▼2

子どもの人数の推移を見ていただきます。一番上の折れ線が、就学前（0歳～5歳）の人口の推移ですが、八尾市でも少子化が進んでおり、平成23年度と平成27年度を比較すると、約800人が減少しています。今後も、統計としては、減少は続くとされており、平成31年度には、さらに約1,200人の減少が予測されています。

その中で、幼稚園の園児数は、真ん中の折れ線が民間で、下の折れ線が公立ですが、両方ともが減少していて、ここ4年間に公民あわせて、約500人の減少となっています。特に、公立幼稚園は、4年間で約300人が減少している状況です。

▼3

このような状況により、公立幼稚園では、4歳児、5歳児の各年齢でクラスが1つ、幼稚園としては、2クラスの幼稚園が増えています。また、1クラスの人数も少なくなっている状況もあり、幼児期に大切な集団活動という面から、教育環境の確保が難しくなっていて、どのように対応していくかが課題となっています。

▼4

では次に、保育所の児童数の推移を見ていただきます。上から二つ目の折れ線が民間、その次が公立、一番下は、他市の保育所に入所している人数です。

先ほどのように、幼稚園では園児数が減少する一方で、保育所の園児数は、公民あわせて、4年間で約800人が増加しています。保育ニーズの増加については、待機児童の解消が求められていて、現在、民間保育園の増改築や分園の設置などにより受入れ枠の確保に取り組んでいるところです。今後も引き続き、待機児童の解消をめざすとともに、受入れ枠を安定的に確保することが必要だと考えています。また、保育ニーズの多様化により、保育所に求められる内容も複雑になってきています。

▼5

次に、小学校入学時における就学前施設別児童の割合などについて見ていただきます。まず、右の表ですが、現在、保育所や幼稚園、また公立や私立、など、様々な施設を卒園した子どもたちが、同じ小学校に入学しており、平均で12カ所から入学しているとなっています。また、円グラフを見ますと、幼稚園からの割合が50%、保育所からの割合が43%となっています。以前は、公立幼稚園の卒園児童の割合が多かったと考えられますが、現在は、幼稚園の割合と保育所からの割合が近づいてきています。

このことから、子どもたちは、多くの施設から小学校に入学し、いろいろな友だちとの「新たな出会いの場」になると言えます。その中で、子どもが小学校生活をスムーズにスタートできる環境を整えることが求められています。

▼6

その環境を整えるために重要になるのが、子どもの育ちに関わる人たちが、入学に向けて必要

となる力を考慮しながら、就学前の育ちや学びと小学校以降の生活や学びをつなげるということです。このことは、小学校教育の先取りというか早期教育をするということではなくて、この時期の子どもにとっては遊びそのものが教育ですので、子ども一人ひとりの育ちを大切にしながら、遊びを通して、興味・関心をもつことや、集中し発見するなどの力を、学びの芽生えとして培い、小学校以降の自覚的な学びにつなげることが大切で、そのノウハウが、子どもの育ちに関わる先生方に求められているということです。

▼7

次は、もう一つの視点で、現状を見ていただきます。この表は、八尾市子ども・子育て支援事業計画として定めたもので、平成27年度から31年度までを計画期間として、教育・保育の量の見込みと確保方策についてまとめています。

左側の区分で、「量の見込み」とありますが、分かりやすく言うと、幼稚園や保育所やこども園に行きたいという人の見込みです。また、「確保方策」とあるのは、受入れできる人数を示しています。

また、各年度で区分されている1号、2号、3号については、その説明が右にありますが、分かりやすく言うと、1号認定とは、満3歳以上で幼稚園を希望している子ども、2号認定とは、満3歳以上で、保育所を希望している子ども、3号認定は、満3歳未満で保育所を希望している子どもということになります。

平成31年度を見ていただくと、幼稚園や保育所、認定こども園に入園したいという見込みが、7,830人に対して、約500人多い、8,300人の受入れが可能となっているという状況になります。市としては、入園したい人の見込みに対して、効果的、効率的に受入れ枠を確保できるよう、その推移を見極める必要があると考えています。

▼8

このような現状や課題を踏まえ、今回の計画において、「八尾市がめざす教育・保育と子育て支援」について、理念を整理しました。

▼9

その理念の大きな柱が、3つあります。1つ目は、「子どもが健やかに育つ環境づくり」をめざすもので、「教育・保育の質を高めたい」と考えています。2つ目は、「子ども（保護者）が教育・保育を選択できる環境づくり」をめざすもので、「教育・保育の受け入れ枠を確保したい」と考えています。3つ目は、「すべての子どもを安心して育てられる環境づくり」をめざすもので、「子育て支援の取組みを充実したい」と考えています。

▼10

そして、これらを実現するために、八尾市においては、公民を問わず認定こども園への移行を推進し、「各中学校区に1か所以上、認定こども園を配置」することを目標として取組みを進めたいと考えております。そして、そのことより、子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実を図りたいと考えています。

▼11

では、なぜ、認定こども園になることで、先ほどご説明しました「教育・保育の質の向上」「受け入れ枠の確保」「子育て支援」が充実するのかということで、次に「認定こども園とは」どのような施設なのか、ご説明します。

▼12

認定こども園は、1つ目に、保育所と幼稚園の機能を併せ持つという特徴があります。

保育所として、保育を必要とする子どもに、保護者に代わって、家庭的な雰囲気の中で養護と教育を一体的に提供しながら、3歳児からは、幼稚園としての幼児教育を提供するということが、主な特徴ということです。

▼13

次に、2つ目、保護者の就労の有無に関わらず利用できる、ということです。

この表にありますように、まず、3歳児以上の子どもについて、これまで、保育を必要としない場合は、幼稚園となっていて、保育を必要とする場合は、保育所になっています。それが、認定こども園については、保育を必要としない場合も、必要な場合も、どちらでも入園を申込みできるということです。

2歳児以下の子どもについても、保育を必要としないでお家で子育てする場合も、幼稚園や保育所などでの子育て支援サービスだけでなく、認定こども園で行う子育て支援のサービスも利用することができることや、保育を必要とする場合も、認定こども園への入園が可能になるということで、この表から、認定こども園がどのニーズにも対応できることが分かります。

▼14

また、入園後においても、幼稚園や保育所では、保護者が就職したり、退職したりすると、通っていた園を退園しないといけない場合もありますが、認定こども園では、保護者の就労状況などの家庭での状況が変わっても、3～5歳児については、1号、2号の認定を受けなおすことで、退園することなく、そのまま同じ施設の認定こども園を利用することができるようになります。

これまでは、保護者の就労状況が変わるというケースは、それほど多くありませんでしたが、本年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とする要件が変更されたことや、社会経済状況などにより、女性の就労の機会が増えつつあり、このように、施設が柔軟に利用できるようになることで、子どもが育つ環境が保障されることにつながると考えています。

▼15

3つ目に、認定こども園では、子育て支援事業が義務付けされていることから、園庭開放による子育て相談など、子育て支援担当の先生が対応する中で、これまでの子育て支援の取組みが維持向上されるとともに、公立と民間で連携、協力することにより、内容も充実していくと考えています。

▼16

認定こども園は、このような特徴を持った施設であり、平成20年度に国が行った調査からも、保護者の理解が、一定、得られているという結果が出ています。その頃から、認定こども園への評価は高かったと考えられます。

▼17

また、次に、民間施設の認定こども園への移行予定についてですが、まず、今年度から民間3園が認定こども園として運営しています。来年4月には、幼稚園から2園、保育園からは13園、合計15園が認定こども園に移行することとなっております。平成31年度までには、現時点ではありますが、さらに10園程度が移行を予定していますので、公立だけでなく、民間も、認定こども園に移行していくということになります。

その中で、1号、2号、3号認定の子どもたちを受入れ、子どもたちの育ちを支えていくことになると考えているところです。

▼ 18

では次に、公立の認定こども園（幼保連携型認定こども園）について、ご説明します。

▼ 19

公立施設については、先ほどお示ししました、平成31年度の教育・保育の量の見込みを参考にするとともに、公立幼稚園の就園率の推移や民間施設の受入れ枠や整備状況などを考慮し、まずは、5園の認定こども園の整備に取り組むこととしています。ただし、教育・保育の利用見込みや民間施設の整備の進捗が流動的であることを踏まえ、時点修正を行う中で、認定こども園の整備数や幼稚園の継続について、必要に応じ見直しを行っていくこととしています。

▼ 20

具体的な公立施設の再編整備計画についてですが、

1つ目は、（仮）志紀認定こども園を新設して、平成31年度に弓削保育所と志紀幼稚園の園児を引き継ぎます。

2つ目は、（仮）南山本認定こども園を新設して、平成31年度に山本南保育所と南山本幼稚園の園児を引き継ぎ、平成33年度に荘内保育所の園児を引き継ぎます。

3つ目は、（仮）東山本認定こども園を新設し、平成31年度に堤保育所と東山本幼稚園の園児を引き継ぎます。

▼ 21

4つ目は、西郡保育所の施設を活用して、（仮）西郡認定こども園を整備し、平成31年度に長池幼稚園の園児を引き継ぎます。

5つ目は、改築後の安中保育所の施設を活用して、（仮）安中認定こども園とし平成31年度に安中幼稚園の園児を引き継ぎ、平成33年度に末広保育所の園児を引き継ぎます。

なお、認定こども園が開園するまでにおいても、幼稚園については、集団教育を保障するという観点から、園児数の減少が著しい園は、休園を行うこととしています。なお、詳しくは、この後、説明させていただきます。

▼ 22

現在の幼稚園や保育所は、敷地が狭いため、既存施設を活用できるところが限られています。ですので、整備する5つの認定こども園のうち、3か所は新しく用地を確保して整備したいと考えています。

新設園の場所については、できるだけ公的な用地で、場合によっては民間の土地になりますが、どちらの場合も、一定の広さを確保したいと考えており、候補地としては、志紀は、志紀中学校区、南山本は、曙川中学校区、東山本は、東中学校区で考えています。現在、所有者の方と協議を行っているところですので、お伝えできるようになり次第速やかにお知らせさせていただきます。また、5つのうち2つ、西郡と安中の認定こども園は、既存施設を活用したいと考えています。

なお、新築の施設整備のスケジュールについては、平成28年度に用地の取得と建物の設計を行い、平成29、30年度で工事をして、平成31年4月に開園したいと考えています。

▼ 23

次に、認定こども園の定員についてですが、（仮称）西郡認定こども園は、既存施設の規模となりますので、183人となります。その他の認定こども園は、243人の定員となります。また、3歳児からは、1号認定の子どもも受入れることとなります。

現在よりも多くの人数になりますが、既存施設よりも広い用地を確保することや、3歳～5歳児

では、生活経験や利用時間の違いに配慮し、担任と連携して、副担任のような関わりができる保育者を配置するなど、体制を強化する中で、運営していくこととしています。

▼24

次に、認定こども園での一日の流れですが、まず、3～5歳児については、このようになります。午前7時の開園から、2号認定の子どもさんが順次登園、次に、1号認定の子どもさんが登園し、教育活動が始まり、みんなで給食を食べて、その後も一緒に活動をして、午後2時ごろに、1号認定の子どもさんが降園します。預かり保育を利用する1号認定の子どもさんと2号認定の子どもさんで過ごしながらか、午後5時ごろから降園していき、閉園となります。

▼25

次に0～2歳の乳児ですが、現在の保育所と同じで、午前7時の開園から、順次登園してきて、朝のおやつや、遊び・給食、また、年齢に応じた昼寝もしながら、保育者とともに過ごし、夕方には順次、降園していくというような生活になります。

なお、認定こども園の教育・保育の具体的な内容は、現在、幼稚園や保育所の先生方が、一緒に検討していますので、適宜、お知らせしていきたいと考えています。

▼26

次に、利用者負担についてですが、1号認定、2、3号認定とも、現在の保育料の考え方となりますので、認定こども園になったからといって変わるということではありません。分かりやすく言うと、1号認定の保育料は、平成28年度から新たに適用される幼稚園の保育料と同じになります。また、2、3号認定の保育料は、現在の保育所の保育料と同じになります。

その他、認定こども園では、園児はすべて給食となりますので、1号認定の子どもの給食費は別途必要になります。また、預かり保育料も、現状よりも、時間を延ばしたりしたいと考えていて、金額の変更を行う予定です。具体的な額は現在検討しており、決まり次第、お知らせしたいと考えています。2、3号認定の延長保育料の変更はありません。

また、用品代や体操服などについても現在検討していますが、今お持ちの物はそのまま使えるようにすることや、費用負担もできる限り少なくするようにしたいと考えています。

▼27

このように、平成31年度に開園する認定こども園について、説明してまいりましたが、それまでの期間においても、教育・保育は、重要であると考えており、これまでも合同で研究してきた教育・保育の実践の手引きを活用し、また、子ども同士の交流を盛んにしながら、日々の教育・保育を実践していきたいと考えています。

また、保護者の方へも、工夫しながら、できる限り情報提供を行っていききたいと考えています。

▼28

次に、公立幼稚園の休園について、ご説明いたします。

▼29

まず、休園措置については、子どもが望ましい集団規模で幼稚園教育を受けることができる環境を確保することを目的として、著しく園児数が減少している園に対して行う措置です。

本市の公立幼稚園においては、平成13年度の1883人の園児数をピークに減少傾向が続いており、平成27年度には園児数が当時の半数近くに減るなかで、今後もその傾向が続くことが見込まれております。

そうしたなかにあつて、平成22年度には、本市の幼稚園審議会答申として、望ましい園児数

と学級数については、各年齢において1学級20人から35人の複数学級が望ましいと提言を受けたところです。この間においても、市内の多くの幼稚園が単学級となり小規模化が進むなかで、各幼稚園における幼児教育の実践によりその教育環境の確保につとめてきたところではありますが、近年、各年齢の園児数が15人未満となる、著しく園児数の減少する園もでてきたことから、教育委員会として、休園措置を行う基準についてお示しをさせていただくものです。

▼30

休園基準についてですが、4歳児の平成28年度入園募集、平成29年度入園募集で、2年連続して15人未満となった園については、平成29年度から休園措置を行うとするものです。

資料に例示しています、市立〇〇幼稚園の例で申し上げますと、平成29年度の新4歳児の入園募集に応募していただき、休園となった場合は、改めて2次募集を行い、当該幼稚園以外の市内の公立幼稚園での受け入れを行っていくものです。

また、平成28年度に4歳児として在園していただいております、新5歳児についても、転園により当該幼稚園以外の市内の公立幼稚園で受け入れを行います。

なお、その場合、保護者の希望により市内の公立幼稚園から選択をいただくものですが、現在の園児数や教室数等を勘案した場合、当該保護者が希望される公立幼稚園において、希望どおり受け入れていけるものと考えております。

また、本休園基準については、認定こども園への引き継ぎ園にたいしての適用はないものとなっております。

▼31

次に、休園決定等のスケジュールについてですが、今年度、3月末日をもって休園の基準となる平成28年度の入園応募者数を確定をします。

平成28年度 8月20日号の市政だより等により、入園を募集し、4歳児の園児数、休園の基準、2次募集期間等についても付記させていただき、10月上旬に入園申し込み、10月下旬に入園、休園の決定をさせていただきます。また、その決定日より、2次募集の願書を配布し、11月上旬に2次募集、入園の決定を行いたいと考えています。

▼32

最後に、休園措置に対する保護者の不安の解消にむけた取組みといたしましては、

まず、環境の変化に対する不安に対しては、市内の公立幼稚園における近隣園の交流機会や交流時間を増やすこと、各幼稚園における教育保育のねらいや内容を共有することなどの取組みを進めていきます。

次に、制服や帽子などの用品等、幼稚園の指定品が変更することへの不安に対しては、

これまで在園していた園の用品を使用していただき、サイズ等が合わないなど、新しいものが必要になった時点で購入していただくことを基本として考えております。

一方で、転園先の用品等を使用されたい保護者への対応といたしまして、今後、在園している保護者に、サイズが合わなくなった制服や帽子などをご提供いただけるよう協力を依頼してまいります。

最後に、これまで徒歩通園が原則であったことから、通園距離が遠くという不安に対しては、自転車の通園許可証を発行してまいります。

これで、八尾市就学前施設における教育・保育と子育て支援計画の説明とさせていただきます。